

長寿医療（後期高齢者医療）制度

保険料は大切な財源です



長寿医療（後期高齢者医療）制度では、対象となる75歳以上の一人（一定の障害のある人は65歳以上）全員が保険料を納めます。皆さんの保険料は、長寿医療制度の大切な財源です。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額（総所得金額×所得割率）」の合計額（限度額50万円）で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定します。

保険料の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が別表の基準を下回る場合は、

連合で決定します。

〈別表〉均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	8.5割	4,800円
33万円のうち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）	9割	3,200円
33万円+(24万5千円×世帯に属する被保険者数) ※被保険者世帯主を除く	5割	16,200円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割	25,900円

原則、県広域連合内で保険料は均一ですが、旭市は一人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低いため、平成25年度まで保険料が軽減される不均一保険料が設定されています。
一人当たりの保険料
均等割額+所得割額

◆旭市
均等割額 32、400円
所得割率 6・16%

◆県内均一
均等割額 37、400円
所得割率 7・12%

※保険料率は、2年ごとに広域

「均等割額」が軽減されます。

また、これまで社会保険などの被扶養者だった人は、長寿医療制度に加入してから2年間は5割軽減された均等割額のみを負担します。ただし、平成21年度は、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納め方

◆特別徴収（年金からの引き落とし）
年額18万円以上の年金受給者（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）が対象です。年6回の年金定期払いのときに、保険料が引き落とされます。

◆普通徴収（納付書または口座振替）
7月から2月まで、年8回の納期で納めます。年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が対象です。

口座振替を希望する人は、被保険者証・預金通帳・通帳の届

出印を持って市内の金融機関へ申し込んでください。申し込みの翌月から、口座振替が開始されます。

また、年金額が18万円以上の人も、次のようなときは一定の期間「普通徴収」となります。

- 年度途中で75歳になった人（65歳以上で一定の障害があり認定された人）。
- 年度途中で転入した人。
- 修正申告などで保険料額が変更された人。
- 年金の支給が一時停止された人。

納付方法の変更

年金からの引き落としを、口座振替に変更することができません。希望する人は、金融機関で口座振替の手続きをした後に、市役所保険年金課または各支所住民福祉室に「納付方法変更申出書」を提出してください。

口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替を行った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や

住民税が減額となる場合があります。

保険料納付書・保険料額決定通知書の送付
保険料の納付書と保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送します。手元に届いたら内容を確認してください。

保険料の納付先・納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納められます。納期限は各月の末日（休日の場合は翌営業日。12月は25日）です。納期限内に納めてください。

保険料を納めなかった場合

特別な理由もなく保険料を納めなかった場合は、保険証の返還などの措置が取られます。災害など特別な事情により納付が困難となった場合は、相談してください。

〈問い合わせ先〉

千葉県後期高齢者医療広域連合
043-30816768
市役所保険年金課後期高齢者医療班
0215882

海上支所住民福祉室
05513114

飯岡支所住民福祉室
05713115

千歳支所住民福祉室
06811075